横浜市記者発表資料

令和 2 年 1 2 月 2 2 日 健 康 福 祉 局 障 害 施 設 サ ー ビ ス 課

障害福祉サービス事業所返却書類への他書類の混入 及び紛失による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和元年度における障害福祉サービス事業所への実地指導の際に、事業所Aの過年度のサービス提供記録に関する書類を令和元年8月及び9月に借用しました。

借用した書類を令和2年4月に事業所Aに返却した際に、誤って市が保有する書類を混入してしまいました。一つは事業所Bの利用者の氏名(2名分)の個人情報が記載された書類です。もう一つは、事業所Aに関する市への情報提供文書ですが、個人を特定できる個人情報は記載されていません。

また、事業所Aからの借用書類のうち、利用者の氏名等の個人情報(18名分)が記載された一部の書類を紛失したことが判明しました。

関係の事業所及び利用者等の方々に対して深くお詫び申し上げるとともに、今後の再発防止を徹底してまいります。

2 経緯

令和元年 8月 30 日	事業所Aへの実地指導を実施。請求誤りが見受けられたため、事業所の運営やサービス提供 状況などが分かる書類を借用する。
9月6日	事業所Aに請求誤りの訂正が必要な旨を伝達し、一度書類を返却する。
9月13日	9/6 返却分を再度借用するとともに、追加で書類を借用し、「借用書類等一覧」を作成する。
9~12月	借用書類をもとに、面談やヒアリングを実施。
令和2年 4月30日	借用書類一式を返却。
8月7日	事業所Aから「返却された書類の中にAと関係ない書類が混入している」との御連絡をいただく。 その後、混入した書類の受領及び返却済み書類の確認を行わせていただくための調整を行う。
9月 17 日	事業所Aに伺い、混入した書類を返却していただき確認したところ、事業所Bの個人情報が入った書類であることが判明。 あわせて、返却済みの書類一式を確認し、一部、返却されていない書類があることが判明。 その後、市で執務室や書庫等を徹底して捜索。事業所Aに残る借用書類のコピーから、紛失した書類には個人情報が含まれることが判明。
以降本日まで	個人情報紛失に関わる対象の方の意向確認及びお詫びの方法について事業所 A と調整。 対象者にお詫びとともに経過の御説明を実施。

3 漏えいした個人情報の内容

- (1) 混入した書類に記載された個人情報 利用者2人の氏名
- (2) 紛失した書類に記載された個人情報

利用者3人及び事業所職員9人の氏名、利用者6人及び事業所職員5人分の苗字

- ※(2)は重複があるため、紛失した個人情報の実人数は利用者8人、事業所職員10人です。
- %(1) と (2) を合計し、漏えいした実人数は 20 人となります。

4 漏えいへの対応状況

事業所A、Bともに漏えいした対象当事者にはお詫びと経過のご説明をいたしました。一部 連絡が取れない方については、引き続き調整を行ってまいります。

5 原因及び再発防止

- (1)本件は、借用した書類であり、個人情報も含まれていたにも関わらず、適切に管理できていなかったことが、混入や紛失を招いた原因であると考えています。今後、個人情報が含まれる書類や市への情報提供文書の管理方法を改め、より厳重に管理するようにします。
- (2) 実地指導における書類の借用にあたっては、借用内容を本市と事業所が相互に確認したうえで 借用書を作成する等の手続を経て行ってきました。今後、実地指導においては、原則、事業所の文 書は借用しないこととします。
- (3) 文書の適正管理及び個人情報保護に関する研修を再度実施し、全職員への浸透を図ります。

お問合せ先

横浜市健康福祉局 障害施設サービス課長 宮嶋 真理子 TEL 045-671-2377